

自動車の性能に関する審査要領

1. 落札方式

次の要件を満たしている者のうち、2によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 納入しようとする自動車が仕様書に定める要求要件をすべて満たしていること。

2. 総合評価点の計算方法

- ① 総合評価点＝〔環境性能（燃費値）に対する得点〕÷〔入札価格に対する得点〕とする。
- ② ①の「環境性能（燃費値）に対する得点」は、仕様書に記載された要求要件を全て満たしている場合には、標準点（100点）を与え、さらに、環境性能（燃費値）について、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年5月31日法律第100号）」第6条による「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月）」の「自動車」の基準における燃費基準値を上回る部分について環境性能の評価に応じ得点（加算点）を与える。

加算点は、以下の点数を満点とし、入札者が納品しようとする自動車の環境性能が、仕様を満たす市販車の最高水準にあるもの（燃費目標値）と燃費基準値の間のどの位置にあるのかをもって評価する。具体的には、以下のとおりとする。

$$\text{加算点} = \text{加算点の満点} \times \frac{\text{提案車の燃費値} - \text{提案車の燃費基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}}$$

これを踏まえた本入札に係る加算点の算定方法は以下のとおりとする。

【軽自動車】

$$\text{加算点} = 29 \times \frac{\text{提案車の燃費値} - \text{提案車の燃費基準値}}{47.4 - 23.7 (=23.7)}$$

【小型乗用車】

$$\text{加算点} = 29 \times \frac{\text{提案車の燃費値} - \text{提案車の燃費基準値}}{43.6 - 21.8 (=21.8)}$$

つまり、「環境性能（燃費値）に対する得点」は、以下で算出することとなる。

「環境性能（燃費値）に対する得点」＝

【軽自動車】（100＋加算点）× 1台

【小型乗用車】（100＋加算点）× 1台

- ③ ①の〔入札価格に対する得点〕は入札価格を1万円で除して得た値とする。

3. 自動車の燃費値の算定方法

WLTCモードによる燃費値を使用するものとする。